
平成26年度第1回 沖縄県行財政改革懇話会 議事録

日時：平成26年9月2日（火） 15:00～17:00

場所：県庁6階第2特別会議室

議事：

議題1：新沖縄県行財政改革プラン実績総括について

議題2：第7次沖縄県行財政改革プラン平成26年度実施計画について

出席者：〔沖縄県行財政改革懇話会委員〕 計11名

照屋 寛之	委員（会長）	金沢 信昭	委員（副会長）
若松 恭子	委員	糸数 久美子	委員
新崎 弘光	委員	淵辺 美紀	委員
比嘉 正彦	委員	大城 紀夫	委員
宮城 信雄	委員	阪井 暖子	委員
平良 菊	委員		

〔沖縄県（事務局）〕 計10名

川上 好久	副知事
小橋川 健二	総務部長
砂川 靖	総務統括監
前田 光幸	財政統括監
石垣 永浩	行政管理課長
平田 正志	財政課財政企画監
崎原 盛光	農政経済課長
新垣 秀彦	中小企業支援課長
久田 武彦	住宅課副参事

司会

本日はお忙しいところ、お集まり頂きありがとうございます。

本日は、懇話会委員11名の方々にご出席をいただいております。

私どもから事前にご意見がございましたらとお願いしましたところ、大城委員の方からご意見頂戴しておりますので、お手元にその意見が配布されているかと思えます。

後ほど、委員の方からご説明等を頂戴したいと思います。

(資料確認)

それでは、これより平成26年度第1回沖縄県行財政改革懇話会を開催します。開催にあたりまして、川上副知事からご挨拶を申し上げます。副知事よろしくお願ひします。

川上副知事

みなさん、こんにちは。お忙しい中、この会議に集まって頂きまして本当にありがとうございます。

この行財政改革、始まって今回で7次の策定まで終わったわけですが、非常にですね、大きな成果を挙げてきております。

この行財政のパフォーマンスだけから見ると、沖縄県の今の状況というのは、おそらく全国の中でも有数のレベルに入りつつあるかと思えます。一つは借金の額。一人当たりの借金の額を含めても、この間の行革の中で、県単のハコ物を作らないとか、そういうふうな政策があって、九州の中でも残高は約半分近く平均の、そして一人あたりの負担額も6割、7割とそういう形になっております。

また一方で、将来の債務負担行為とか、いろいろな県が出資をする企業等を含めた、将来の、言ってみれば懸念される材料、こういうふうなものを全国的にみても非常に小さい、そういう状況になっております。

また、定数も、実はこの10年ばかりで、知事部局が4,700名くらいから今4,000名をきるレベルまで来ております。そのような形で、非常に行革の成果というものが現れてきたと私ども思っております。

私も実は8年前ですが、仲井真知事が知事として登場したころ、ちょうど三位一体改革の真っ最中でありまして、地方は、国の公共事業費を削減されて、沖縄もひもじい思いをしてきたわけでありまして、三位一体改革で非常に財源が厳しい中、そして病院事業が100億の超過債務、今にも倒れそうなそういう状況下の中で、財源を確保するのが非常に苦労した時期がございました。

それだけに、やむなく職員の給与カットまで走って、結局、それでなんとかやって、こんにち、地方の財政状況は地方交付税が若干戻り、そうは言いながらも、全国的には依然として厳しい状況にあります。

沖縄は、やるべきことが一杯あります。離島振興にしる、産業振興にしる、雇用にしる、子育ての問題、それから介護の問題にしる、その他にも課題がありま

す。

全国と比べてやるべきことが非常に多々ある中で、数年前に知事が民主党政権の間で果たした、一括交付金制度、沖縄振興事業費3,000億円、このことは現在行革も進めながら、我々が様々な政策を展開するのに非常に大きな力を発揮してきていると思います。

現在、例えば、離島では航空運賃を半減するようなそういう施策をやっております、これは約20億打ち込んでおります。それからまた、待機児童日本一ということで、昨年30億の基金を作りました。それから、産業振興もこの2年くらい前から約3倍くらいの事業費を一括交付金で打ち込むことができるようになったわけです。

そういう政策を展開していくためには、やはり、どうもこうも言っても財源が必要である。そしてまたこのことが、県民の借金に繋がっていくような話になると、これ大変なことだということでもあります。

その意味でこれは、沖縄県だけではなくて市町村を含めて、一括交付金制度というのは様々な施策、自前の施策を展開をするのに非常に意味のある制度であると、今気づき始めているというふうに思います。

一方で、だからといって、なんでもかんでもやっていいわけではないわけでありまして。我々もやはり、その中でも行政的なチェックというのをいつも欠かさずやらなければならない。その無理無駄がどこにあるのか、そしてまた適切な執行をしないと、それは当然一括交付金にしろ、国民の税金であるわけで、会計検査の対象にもなる、そういうふうなものもございます。

そういう意味では、また、緊張もしながら、今の時代というものをしっかりやっつけていかなければならないと思っております。

とりわけ、2年前から始まった沖縄振興計画、第5次になるわけですがけれども、この中で、おそらく沖縄県はいろいろなことを経験していくんだらうと思います。

復帰後40年間、47都道府県に追いつくというふうなことをひたすら目標にして走ってきたわけですがけれども、ここにきてようやく我々はいろんな意味で、47番目から脱出しつ始めております。一つは県民所得、2年前に一度、46位になりましたけど、おそらくこの2、3年の間にはそれは、46位以上のものになっていくだらうと思います。それから失業率も4%台というのを、この1年間で6回記録いたしました。それからまた子どもたちも、頑張って学力24位というようなものも記録しました。47番目がなくなっていく社会が、おそらくこの沖縄振興の5次の計画の期間だらうと思います。

ただ、そこに向かっていくためには、やはり我々日々の施策事業、執行を緊張もってやらなければならない。そしてまた、この沖縄21世紀ビジョン計画を展開していくためには、やはり、組織のあり方、事務事業の作り方、そのところを点検をしながら進めていく必要があると思います。

そういう意味では、これまでの小泉改革の流れの厳しい中の行財政改革も大変だったわけですが、今まさしく、新しい沖縄の21世紀のビジョンに向けた新しいステージを作るためにも、行財政改革とは非常に重要なものであると私も

位置づけております。

先生方におかれましては、そういう視点でびしびし指摘をして頂いて、できる限り効果のある、県民が実感の持てる施策に繋がるような事業展開を行うために、ぜひご意見を賜りたいと思います。

今日は、外出で会議には参加できないんですけれども、先生方も同じような心持ちだと思いますので、是非ともそういうふうなご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

司会

ありがとうございました。副知事は別公務がございますので、大変恐縮ですが、ここで退席させていただきます。

それでは、会議の進行につきましては照屋会長にお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

照屋会長

ここからは、私の方で進めて参りたいと思います。

本日の議題は、お配りしております次第のとおり、議題1新沖縄県行財政改革プラン実績総括と、議題2第7次沖縄県行財政改革プラン平成26年度実施計画となっております。

それでは議題1について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

総務統括監

総務統括監の砂川と申します。恐縮ですが、着席して説明させていただきたいと思っております。

平成22年度から実施しました新沖縄県行財政改革プランは、昨年度平成25年度をもちまして4年間の実施期間を終了いたしました。

この度、4年間の実績を、「新沖縄県行財政改革プラン実績総括」という形で整理したところであります。お手元に、「資料1-1」及び「資料1-2」と記載されている2つの資料があると思っておりますが、「資料1-1」は、新沖縄県行財政改革プランで取り組んだ38項目の実施結果を整理した資料となっております。また、「資料1-2」は、その実施結果を踏まえた総括の概要として整理した資料でございます。

それでは、38推進項目の実施結果について、「資料1-1」に沿って、ご説明させていただきたいと思っております。

表紙をめくりまして、1頁をご覧頂きたいと思っております。1頁は、6つの細項目を含む全38推進項目の達成状況を総括したということになります。達成状況につきましては、星の数を用いて評価を行っております。星が3つ以上となっているものは目標を達成したものの、星が2つ以下となっているものは目標を達成できなかったものとなっております。

38の推進項目のうち、星が2つとなっているのは3項目で、それ以外の35項目が星3つ以上、つまり目標を達成したということになります。

では、個々の推進項目に係る達成状況について、2頁で説明したいと思います。目標を達成できなかった推進項目、これは星が2つとなっているものですが、「推

進項目 4－1 庶務事務の集中化及びアウトソーシング」、「推進項目 9 かりゆし行政サービス運動の推進」、そして、「推進項目 30-2 「県立病院のあり方に関する基本構想」の推進」の 3 項目となっています。

また、目標を超えて達成した推進項目、これは星が 4 つとなっているものですが、「推進項目 2－1 県民のニーズに対応した分かりやすく効果的な広報の取組」のほか、11 項目というふうになっております。

改めて総括しますと、プランにおいて 38 の推進項目に取り組んで、星 3 つ、又は星 4 つが記されている 35 の推進項目において、目標を達成したということになります。

次に、個別の推進項目毎に説明したいと思いますが、時間の制約もございますので、全ての推進項目ではなく、目標を達成できなかった 3 つの項目と、目標を超えて達成した 12 の項目の成果について、項目順に説明したいと思います。

3 頁をお開きください。「推進項目 2－1 県民のニーズに対応した分かりやすく効果的な広報の取組」でございます。ホームページをより見やすく使いやすい次世代ホームページに構築するとともに、ユーチューブを活用した動画チャンネルの導入とか報道提供資料ページを作成することにより、利用者の利便性の向上が図られたこと、それから県の情報発信力が高まったこと、そして民間団体が行っております「好かれるウェブサイトランキング」で全国一位になったということで、星 4 つの評価としております。

次に、「推進項目 3 事務事業の見直し」でございます。376 件の事務事業について 340 件の見直しを行いまして、財政効果が目標額約 25 億円を上回る、35 億円となったことから、星 4 つの評価としております。

次に、「推進項目 4－1 庶務事務の集中化及びアウトソーシング」についてでございます。集中化へ向けまして、職員への周知を始めました。また、手当認定簿の綴り直し等具体的な作業を開始しまして、平成 26 年度には行政管理課内に、総務事務集中センター準備室というものを設置したところでございます。ただ、アウトソーシングにつきましては実施に至らなかったということから、星 2 つの評価としております。

4 頁をお開きください。「推進項目 9 かりゆし行政サービス運動の推進」でございますが、職員提案制度や一職場一改善運動を推進することにより職員一人ひとりの意識改革が図られたという面はございますが、職員提案制度における目標としていた年 3 件の施策の具体化という目標を達成できなかったということから、星 2 つの評価としております。

5 頁をお開きください。「推進項目 12-2 申請・届出等行政手続きのオンライン利用の推進」でございます。本項目については、県への申請や届出について、携帯電話等での利用を可能としたと。それから、オンラインの手続き件数が目標 157 件を大幅に上回る 300 件というふうになったことから、星 4 つの評価としております。

6 頁をご覧ください。「推進項目 13 市町村への権限移譲の推進」でございます。権限移譲に関する市町村への説明会を毎年実施したことで、権限移譲に関する市

町村の意識が高まりました。その結果、目標としていた件数500事務を大幅に上回る651事務を移譲しましたので、星4つの評価としております。

次に、「推進項目16県税収入の確保」でございます。県税の収入率は97.3%となっておりまして、目標としていた全国並の収入率に達したことから、星4つの評価としております。ちなみに、平成25年度における収入率の全国平均は96.9%で、本県は全国20位というような形になっております。

次に、「推進項目17使用料及び手数料の見直し」でございます。これにつきましては、「受益者負担の原則」、あるいは、「負担の公平性」の観点を踏まえまして、定期的な見直しに取り組みました。その結果、目標額約2億8千万円を超える、約7億6千万円の歳入をあげたということで、星4つの評価としております。

7頁をお開きください。「推進項目20県単補助金の見直し」でございます。これにつきましては、財政効果額が目標額約45億円を上回る、約56億円となっていることから、星4つの評価としております。

9頁をお開きください。「推進項目27未利用財産の売却促進と資産の有効活用」についてでございます。これにつきましては、財産を管理するデータベースというものを構築するとともに、県有財産の更なる有効活用に係る基本的な考え方や枠組というものを沖縄県ファシリティマネジメント導入基本方針として平成26年3月に策定しました。それ以外にも、未利用地について目標額の8億円を超える、約33億6千万円の売却を行ったということから、星4つの評価としております。

次に、「推進項目28県債発行の抑制」でございます。これにつきましては、各年度の通常債の発行額、これが全て抑制目標額230億円の範囲内となったということで、星4つの評価としております。

次に、「推進項目29適正な基金残高の確保」でございます。県債残高の累積による今後の増加を見据え、適正な残高の確保に努めたところ、平成21年度末に206億円あった基金残高は、平成25年度末には目標額230億円を上回る299億円というふうになりましたので、星4つの評価としております。

次に、「推進項目30-1県立病院経営再建計画の推進」でございます。これにつきましては、経営再建計画で掲げた、不良債務の解消、100億円の資金不足の解消、経営収支の黒字化を前倒しで達成できたということで、星4つの評価としております。

次に、「推進項目30-2「県立病院のあり方に関する基本構想」の推進」でございます。病院事業局が取り組む経営再建計画の検証を中心に取組を行いまして、最終報告書の提出にまで至ったところでございますが、県立病院の運営形態について、最終報告書で示された課題に対する病院事業局の取組状況等を確認の上、総合的に判断するということになりましたため、これに関連する他の事項については、引き続き検討する必要があるだろうということから、星2つの評価としております。

10頁をご覧ください。「推進項目31水道事業及び工業用水道事業の経営基盤強化」でございます。これにつきましては、第8次企業局経営計画に取り組みまして、定員管理の適正化などの取組によって、目標額約1億3千5百万円を超える、

約4億1千万円の節減を行ったことから、星4つの評価としております。

目標を達成できなかった推進項目及び目標を超えて達成した推進項目に係る説明は以上です。

続きまして、11頁をお開きください。ここでは、「推進項目15公社等外郭団体の見直し」に係る36団体の成果についてまとめています。公社等外郭団体の見直しにつきましては、各団体毎に設定した県派遣職員の引き揚げ、あるいは、出資比率や運営費補助の見直し等に取り組みまして、28の団体で目標を達成したということでございます。

続いて、21頁をお開きください。ここでは、「推進項目18未収金の解消」に係る8債権の実施結果についてまとめております。未収金の解消につきましては、各部の検討委員会とか担当者会議の定期的な開催などを通して未収金の解消に努めた結果、平成25年度末残高目標額83億8千万円に対しまして、実績額は80億8千万円となりました。平成21年度末残高実績102億円と比較しますと、約21億3千万円の残高が減少したということになっております。

続いて、22頁をご覧ください。ここでは、「推進項目24特別会計事業の運営適正化」に係る20会計の成果についてまとめています。

特別会計事業の適性化につきましては、未収金の解消や一般会計からの繰入抑制ということを行った結果、18会計において目標を達成したということでございます。

「資料1-1」の説明は以上とさせて頂きまして、引き続き、「資料1-2」についてご説明したいと思います。「資料1-2」は、先ほどの「資料1-1」の実施結果を踏まえまして、実績の概要という形でまとめたものでございます。

では、「資料1-2」の1頁をお開き頂きたいと思っております。プランの実施期間は、平成22年度から平成25年度までの4年間でございます。ローマ数字のⅡは、推進項目の実績について総括したものでございます。全38の推進項目に取り組みまして、繰り返しになりますが、目標を達成できたのは35項目92%、できなかったのは3項目8%であるということです。

ローマ数字のⅢでは、財政効果額について一覧表で示しております。財政効果につきましては、目標額155億円を約54億円上回る209億円になったということでございます。

続いて、2頁をご覧ください。2頁以降は、推進項目の主な取組事例を紹介しております。なお、「資料1-1」で説明した項目のいくつかは「資料1-2」でも事例として掲げておりますので、一部割愛の上、説明したいと思います。

まず、「推進項目1 県民視点による事業棚卸しの導入」でございます。平成21年度から平成24年度までに259事業に対し事業棚卸しというものを実施しました。そうすることによって、県民への説明責任というものを果たすとともに、約6億円の歳出削減、また、約2億9千万円の歳出の拡充というものをを行い、適正な予算配分に寄与することができたのではないかと考えております。

4頁をお開き頂けますか。「推進項目5組織の見直し」と「推進項目6定員管理の適正化」でございますが、県民ニーズや行政課題に的確に対応してですね、

簡素で効率的な組織体制を構築するとともに、民間委託、事務のOA化、あるいは、指定管理者制度の活用など業務の効率化を図りました。そして、適正な定員の管理に努め、目標を達成したというところでございます。

続いて、7頁をお開きください。「推進項目16県税収入の確保」でございます。自動車税の期限内納付促進のため広報活動をはじめ、平成25年度には携帯電話等からいつでも納付できるクレジット納付というものをはじめてですね、利便性の向上に努めたところでございます。その結果、平成21年度に94.1%だった収入率は平成25年度には97.4%へ増加したということでございます。また、県税合計の収入率は、繰り返しになりますが、平成21年度の95.4%から平成25年度には97.3%まで増加し、目標としていた全国平均並96.9%の収入率を上回ったというところでございます。

11頁をお開きください。「推進項目29適正な基金残高の確保」でございますが、県債残高の累積による今後の増加を見据え、適正な残高の確保に努めたところでございまして、平成21年度末に206億円あった基金残高は平成25年度末には299億円まで増加したというところでございます。

以上、簡単ではございますが、資料1-2の説明とさせていただくと同時に、議題1に関する事務局からの説明を終わりたいと思います。

照屋会長

どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、これから、委員のみなさんからご意見ご質問を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

金沢委員どうぞ。

金沢委員

金沢です。細かい質問で恐縮ですけれども、「資料1-1」の15頁、公社等外郭団体の見直しのところの19番、沖縄県漁業信用基金協会の取組内容の累積赤字の解消のところと、成果の関係のところ、前にも拝見したかもしれないんですが、これは文章は合っていますか。

取組内容は、34年度の解消見込みで、成果は平成22年度で解消したと書いてあります。かなり、ですから星が4になっているんですかね。

照屋会長

今の金沢委員のご質問に対して、お答えをお願いします。

総務統括監

34年度と言うのは、ミスプリントで24年度、最終年度24年度の間違いかなと。

金沢委員

それだとわかります。

照屋会長

これは、訂正でよろしいでしょうか。34年度は24年度ということですね。

金沢委員

経営改善計画も間違いということでしょうか。

総務統括監

すみません、ちょっと、確認したいと思いますが、経営健全化計画が34年

の10年スパンの計画で、その最終年度の目標であったものが予想外に前倒しになっことからこういう結果になったのかなと。ちょっと、これ確認させてください。

照屋会長 確認よろしく申し上げます。その間、質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

比嘉委員 経済同友会の比嘉です。私、あまり詳しくないので、「資料1-1」の9頁、「30-1 県立病院経営再建計画の推進」ですが、いろいろ、3年間の経営再建計画を作って取り組んでおられたんですが、一般会計からの支援強化というと、これでもって100億円の資金不足の解消、なんかちょっとぴんとこないんですけど、一般会計から回すとこれは改善ということになるんですか。

総務統括監 この全てをですね、向こうの不良債務とか、あるいは経常赤字を一般会計からの操出金でカバーしたわけではございません。ただ、向こうの経営努力とか、人件費の抑制とか、診療報酬の改定、それから施設基準の新たな取得とを通じて収入を上げた結果、一般会計の操出金も増えましたけど、経常収支的にも黒字化が達成できたということでございます。

照屋会長 比嘉委員、よろしいでしょうか。

比嘉委員 はい。

照屋会長 はい、糸数委員お願いします。

糸数委員 糸数でございます。「資料1-1」の6頁、17番、使用料及び手数料の見直しということで、これまで、使用料や手数料を徴収していない特定の受益者に対する行政サービスについて、これを徴収するようになったとあるんですけど、この徴収額の財政効果としての効果の率が非常に高いように思われるんですけども、これは長年もしかしたら、いろいろなところに対して徴収していなかったのを見直したということで、特に、どんなところがその対象になったのかをお教え願いたいなと思います。

照屋会長 事務局の方からご説明お願いしたいと思います。

財政統括監 お答えします。使用料及び手数料につきましては、受益者負担の原則、負担の公平性の観点から、原則として、3年毎に見直しを行うということにしております。

財政効果の実績が目標を上回った理由としましては、例えば、一例を申し上げますと宮古空港の駐車場ですが、従前、使用料を徴収しておりませんでした。受益者負担という考え方から徴収すべきであろうということで、そういった形で

新たに設定したものがございます。

また、加えまして、プラン策定時には整備されていなかった例えば、IT津梁パークといったですね、企業集積地域等こういった公の施設に係る使用料等を、こういった部分が新たに上積みされた形がありまして、そういったことから、目標額を大きく上回ったこととございます。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。淵辺委員どうぞ。

淵辺委員

淵辺でございます。ちょっと、表記の仕方なんですけれども。

「資料1-2」の3頁です。先ほど、副知事が大変成果を挙げられたという話がありまして、誠にそうだと思うのですが、ここで実施率が90.4%ということがありますけれど、それは100%ではなくて、これになったのが権限移譲の6件に対して実績が2件ということですよ、でもここの財政効果は7万8千円ですね。

トータルで見ると、財政効果として非常に小さいものが、件数だけの実績で90.4%になると見方が少し違ってくるのではありませんか。民間であれば、100万に対して150万の効果があったとか、金額ベースでたぶん数字を出すと思います。ここは、25億円に対して35億円、140%達成していますから、そこもちゃんと金額ベースで、財政効果のところ140%達成だと書いた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

照屋会長

今の提案、いかかでしょうか。表記の仕方ですけど。

行政管理課長

はい、それぞれの評価について、星を3つ、4つという形で評価しております。その一つの基準としては、目標を達成したというのが星3つということで、定量的には概ね90%から110%という形は星3つ、それを超えたら星4つということでやっております。

ご指摘のとおり、各項目を分かりやすくということで、「資料1-2」で実績の概要ということで取りまとめましたが、ご指摘のとおり、また、より分かりやすい形ですね、今後また提供していきたいと思っております。

照屋会長

はい、よろしく申し上げます。

他にご質問ありましたら、どうぞ。阪井委員どうぞ。

阪井委員

阪井でございます。

先ほどの「資料1-1」の糸数先生がおっしゃっていたところと同じところなんですけれども、非常にこの金額が高くて、目標をはるかに超えているのに、どうして星5つではないのか、そこが評価として不思議で、ここまで大きく出来ているのであれば、星5つを与えるというのもあるんじゃないかと。

総務統括監

星をつける場合の考え方というのがございまして、目標を110%超える場合には

星4つになりますけど、星5つとなるとですね、計画したこと以外にも取り組んで更に成果を挙げると言うような形で、別次元のハードルが高くなる関係で星4つとしているということでございます。

照屋会長

阪井委員よろしいですか。

他にご質問ございませんか。金沢委員どうぞ。

金沢委員

細かい質問で恐縮ですけど、推進項目が複数ある時は星の数はどうやって決められているんですか。例えば、公社等外郭団体は複数あります。できていないのもあるようなんですけど、その場合どのように決められているのか。前にも説明あったかもしれませんが。

照屋会長

お答えよろしく申し上げます。

行政管理課長

公社等外郭団体につきましては、「資料1-1」のほうで、11頁でございます。全部で36の団体が対象となっております。表左上にありますとおり、一団体については実施時期未到来で残りの35の団体のうちですね、7団体が星2つ、23団体が星3つ、あと星4つ、星5つ、35団体のうち28団体ということで概ね達成したというところ、あと個別の公社ごとですね、取組状況というのも全体的に勘案してですね、数値でどうだということもなかなかうまく示せないところもありますが、全体としてですね、星3つという評価を行っているところです。

照屋会長

他にご質問ございませんか。金沢委員どうぞ。

金沢委員

今のと関連するんですけど、推進項目が複数ある時は、項目毎に達成、未達成と次回から書いていただけると。

それで、全体としてこうなったというご説明ですけど、そのところがどういう判断をなされているのか、推進項目に強弱があるのかどうか私もわからないんでね。

行政管理課長

今おっしゃっているのは、例えば、公社のものですか。

金沢委員

例えば、沖縄観光コンベンションビューロー、たくさんの推進項目がございますけど、これについてどういうふうな判断がなされて、最終的に星が3になっているか、全体として何かはっきりわかりにくい。数値で示したり、定量的にできるものでもないと思うんですけど。

照屋会長

その辺はいかがでしょうか。細かいもの、できますかね。

行政管理課長

各団体ごとに取組項目がいろいろございます。特にご指摘の16頁の沖縄観光コ

ンベンションビューローにつきましては、県派遣職員の引き揚げ、運営費補助金の見直し等たくさんの項目が前プランにおいて取組項目として掲げられておりました。各項目について、個別に数字的なものもあるかと思いますが、担当部局のほうで、自己評価してそれをまた県の推進本部という中で、確認しながら今の全体のをやっています。

今後、今のご指摘のとおりですね、ちょっと全体の評価の星3つとかということころを分かりやすく、個別の評価も入れるような形を今後検討させてください。

照屋会長 ご検討よろしく申し上げます。他にご質問ございませんか。
 阪井委員どうぞ。

阪井委員 この25年度までのとりまとめを見て、こないだまでの時には、未収金はずっと問題だったんですけども、それが一気に目標達成になりましたよね。これは何が一番効果が高かったのかを教えてください。

財政統括監 はい、お答えします。行革プランではですね、進捗管理の対象として未収金8債権を設定して取組を行って参りました。県税、児童福祉施設負担金等でございますが、削減目標を達成した理由としましては、それぞれの債権について、債権管理マニュアルに沿って、未収金の徴収、新規発生防止に努めたということですが、その中でも取組として大きかったものですが、県税でございます。

 納税手続き、納税手段の拡充、先ほども説明ありましたが、クレジット収納であったり、コンビニ収納、それから25年度からはコールセンターの導入といった形、そういった取組により県税においては、対21年度残高と比較でもですね、平成21年度が42億3千3百万でしたが、これが25年度末には24億8千9百万という形で大きく改善されたといったことがございます。

 また、その他の貸付金につきましても徴収困難な事例等がございます。そういったものについても債権回収会社を活用するほか、県営住宅につきましては法的措置を従前とっておりましたが、その対象基準をより厳格化しまして取組を行ったということなどが挙げられます。

照屋会長 未収金についてはこの懇話会でもたびたび取り上げられた件ですけども、今それが大きく改善できたということに、非常に大きな成果かなと思います。
 比嘉委員どうぞ。

比嘉委員 今の未収金に関することですが、「資料1-1」の21頁と「資料1-2」の1頁が一致するのですよね。「資料1-2」の表項目3段目の「未収金の解消※県税を除く7債権に係る財政効果」では、4年間で387百万円の財政効果があったとある。

 さきほどの話では、県税に係る財政効果がかなり高かったとのことだが、「県税を除く7債権」の財政効果も高かったと言って良いのでは。「県税除く7債権」

の財政効果（未収金の回収）についてみれば21年度はマイナス1億2千万円だったが、25年度は一気に6億4千5百万円も未収金を解消している。

それとこの「資料1-2」と「資料1-1」の関連性が見つらいと思います。一方は7債権で表示して、もう一方は8債権で表示しているのでピンとこないです。「資料1-2」で「県税」と「県税を除く7債権合計」と表示するのであれば、「資料1-1」でも「県税」と「県税を除く7債権合計」は小計等で線引きしてわかり易い表示とした方がよいのでは。例えば、「資料1-1」の21頁掲載の表で「番号1 県税」の項目の下に小計欄を設け、「番号2 児童福祉施設負担金」から「番号8 損害賠償金」までの7債権で改めて小計欄を設けると「資料1-1」の未収金解消387百万円との整合性が一目でわかり理解し易い。

照屋会長 その辺はいかかでしょうか。

財政企画官 財政課の方からご説明申し上げます。

「1-1」の21頁の表に関して申しますと、1の県税とそれ以外の7債権が「1-2」の表の県税と未収金の解消の7債権に対応しております、県税の財政効果17億円というのが県税だけの数字。

ちょっとわかりにくいでしょうか。もう一度申し上げますと、「1-1」の21頁の表の県税、その財政効果が17億円という表示になっているわけですがけれども、これが「1-2」の1頁の表の、県税収入の確保の実績のところの17億に該当しまして、それ以外を7債権として3段目の未収金の解消というところになっております。

比嘉委員 わかりました。

財政企画官 ちなみに県税除いた7債権の25年度までの未収金残高は55億9千9百万円で、目標としていた56億6千5百万円を6千6百万円上回る削減ということになっております。

照屋会長 はい、どうもありがとうございました。比嘉委員、よろしいでしょうか。

比嘉委員 はい。

若松委員 若松です。未収金の話しに及んでいるので、細かいことのようにですけどお尋ねします。「資料1-1」の21頁の方ですけども、いろいろと頑張っていたいてある程度目標を達成されたということなんですが、一番最後の8損害賠償金というところの部分がやはり気になってですね、計画どおりの取組に取り組んだけれども、プランの目標を達成できなかったということでゼロになっていますよね。

これまでも長いこと何度かご指摘させて頂いているんですけども、ゼロになるというはやっぱりちょっとどうということかなと思います。どういった取組を現

実になされて成果があがらなかったのか、それはどういった原因なのか説明をお願いします。

照屋会長 事務局の方からご説明をお願いします。

住宅課副参事 住宅課の久田と申します。損害賠償金の意味なんです、法的措置をした後ですね、例えば、県が滞納者に対して契約解除をした後、条例に基づいて、民間と同じ額の2倍の家賃を取るという形の損害賠償になっております。

今回1億8千万は、昭和62年から平成10年の間に調定した額でありまして、それ以降、調定方法を変えまして、具体的には、収入があった時に調定をおこすという会計処理を変更いたしました。

この1億8千4百万は、過去今から10年以上20年前近くの債権のようなもので、なかなか本人が行方不明とかそういった徴収困難というのがありまして、なかなか取り組んでも出来ないというのがありまして、こういった形で現在未収金になっております。

照屋会長 はい、若松委員

若松委員 同じ質問を何度もお話ししてきたような気がするのですが、結局、こういった負債が永遠残りかねない状況だということですよ。

結局そこで、時効という形ですか、なんらかのきちんとした方策をお立てくださいねということで、以前にもご指摘させていただいたかと思えます。

そういう面での方向性での検討であるとか、あるいは、督促するにしても督促はした結果、結局は破産手続きを取られましたとか、なにがしかのいくらかの部分について成果があってもいいように思います。

これだけ長い期間、なにがしかの取組が行われていながらゼロであるというのは本当に何をしておられたのかなど。督促状を出したということだけなのか、現実になさったのかというところをお尋ねしたいと思えます。

照屋会長 よろしくをお願いします。

行政管理課長 未収金についてはですね、懇話会においてもよくご質問でしております。

県においても、包括外部監査ということで、昨年度25年度のテーマでですね、未収金にテーマをあてたご提言、ご報告がございました。

そういったことを踏まえ、現行プランも前プランもそうですが、1億以上の債権、8債権を対象としておりますが、それ以外の未収金についても、全体的な形で統一的な取扱いをする必要があるだろうと。先ほど説明のあった住宅課の関係もござます。他の債権についても、そのままなかなか処理されないで数年、数十年経っているのもござます。

未収金というところで、一つ、大きく当然徴収する、取るというところですね。

あと一つ、落とす。取れないものについてどう処理するかといったところを統一的な県の取組というか扱いを、今年度、各部と一緒に連携を深めながら取り組んでいるところです。

今後、皆さんのいろいろな意見を伺いながら未収金の解消に努めて参りたいと思います。

照屋会長

前の懇話会でも若松委員からそういう趣旨のご指摘があったかなと思いますけど、今後その辺を工夫、検討をお願いしたいと思いますが。

はい、どうぞ。

淵辺委員

私も実は気になっておりました。その当時の実数とほぼ同じ目標設定をすること自体がおかしいんであって、もし同じ目標設定しかできないのであれば、別途、それは検討項目としてあるべきだと思うんですね。

こういう形を見たときに、なんでこれが目標なのか全く説得力のない数字の出し方だと思いますので、その辺はちゃんとやった方がよろしいと思います。

照屋会長

その辺のご検討をお願いします。他にございませんか。よろしいでしょうかね。大城委員どうぞ。

大城委員

文書で事前に出してありますから、それぞれ回答を準備されていると思いますので事務局の方から、逐一回答と、本来であれば文書で資料を準備されて配られるべきだと思っております。

文書は私の意見書だけで、皆さんからの文書とか資料の提供がないんですよ。口頭で説明されるということですか。

総務統括監

これについてはですね、口頭での質問があるということを考えておりましたので口頭で答える準備をしてきたということでございます。

大城会長

いいですか。ここに書かれているのは、隣の宮城委員も一緒でしたし、経営協の安里会長も一緒でした、県のそれぞれの部長も一緒でした。

ここに書かれているのは、本来であればみなさん公務という再任用制度が実施されてこなかった。本来みなさんが言う、ここは、民間であると、公務職場ではなくてね行政機関ではないので。だから、昨年法律改正、しかもそれを見落としをしていた。

しかもそれは、県から出向されている責任者からすると、これは県の外郭団体、公社に対する指導に基づいてやっている、と説明されている。ここに起こっているのは、皆さんが整理している公社等外郭団体はね、優秀な人材を確保して、公務で行っているような公共サービスを担っているという団体なわけでしょう、県の委託事業を受けたり。

けども、本来、再任用制度とか再雇用制度が実施されていないことは、これ

まで十数年間に渡って、公社公団で、行政サービスや県民サービスをしていた方の再雇用を実施しないということになるわけです。

そうすると、人材をある意味で評価しないという話しになるわけです。そのことは、事前に言っているわけだから。

ここに書いているように、他の外郭団体は再雇用制度を実施されているんですかと聞いているんです。

総務統括監 再雇用、他の委員の方は質問趣旨をご承知していないかなと。

大城委員 事前に配られていますから。

総務統括監 いいんですか。

照屋会長 はい。

総務統括監 公社等外郭団体が行革プランになった位置づけでございますけれど、前々回プランから載っているわけですが、これは、県から公社に人を派遣すると、それが200名近くいたわけですね、これを何とか減らす必要があるだろうということが一つと、それと財政的支援をしていた関係でですね、これについても県財政が厳しい中で見直す必要があるだろうと言うので、プランに位置づけされるようになったわけです。

前回のプランにおきましては、引き続き、公社等外郭団体についてもプランに掲載すると、これはその時、四つのカテゴリーに分けました。

方向性としてはですね、まず一つ目は公社等と県の対等な関係はどうあるべきかという観点から見直すと、もう一つは公社等の運営の効率化、それから公社等と県の新たな協働体制の構築、四つ目が公社等の抜本的な見直し、これは廃止になります。

こういうカテゴリーから38の公社を各々区分しまして、行革プランとして位置づけたわけですが、ご指摘の保健医療福祉事業団に関しては行革の目標としては事務事業の見直しの位置づけですよということでございます。

したがって、再雇用制度を抑制したのが県の方針か行革の結果かということをお問われているのならば、そうではありませんということになります。

二つ目にですね、人事給与は沖縄県職員に関する規程を準用することになっていないという話しでございますが、必ずしも公社等はですね、県の給与制度に準じなさいというような指導はしてございません。

それぞれ公社がですね、自分の財政状況等を判断して、給与制度を構築していくことになるだろうと。ただ、その中であっても、仮に、公社等が法令等に違反するような自体があった場合には、これは指導云々以前の前に、公社等に出資をした県の責務として、道義上そういうことは指導していく必要があるだろうというふうに考えております、

三つ目の看護師、栄養士等の非正規職員で雇用して、沖縄県人事方針により、1年または3年で雇い止めを実施するというごさいますが、方針が県にあって、それを公社にそういうふうにやりなさいと指導していることは一切ごさいません。

ご承知の様に、県は職員を任用する場合、地方公務員法に沿ってやる必要がごさいますけれど、正規に、正式任用職員以外についてはですね、例えば、非常勤職員のうち賃金職員というものについては県では地公法22条を根拠にしてやっている関係上どうしても任用期限が1年になるということでは、賃金職員については、雇用期限を1年という形で今運用しております。

嘱託職員等につきましては、これは特別職でごさいますけれど、これも任期については1年、更新は2回と、原則はそうやるというようなことでやっているという県の運用はあるということでごさいますが、これを地公法の適用されない公社等外郭団体にやりなさいというようなことは県としては行ってないということでごさいます。

照屋会長

今のご説明に対して、大城委員、何かありましたらどうぞ。

大城委員

沖縄県保健医療福祉事業団のですね、規程の中でいってですよ、定年に関する規定があって、31条の2で、職員の定年は沖縄県職員の定年等に関する条例を準用すると書いてある。

そうするとこれを準用するとなってくると、県の職員が適用していた十数年前のね、再任用制度が準用されないといけないわけね、この規定だと。

本来、そこを運用しているトップというか、これは県の方から派遣されているわけね。過去において2人、今は1人、そうすると、その人は、総務であったり担当福祉部と協議するわけでしょ。なぜ十数年前に、県の職員は再任用が実施されているのに、なぜこの事業団は法律が民間で適用されるわけでありながら、やらんのか不思議でしょうがないわけです。

聞いたら、これは総務と協議をしてできないんだと。みなさん民間法なんだから、県の法令等を適用しないで民間法を適用しなさいと言ったら、それはできませんと言ったわけです。

それで先週、この指摘に基づいて調べた結果、民間法が適用されるので、今度改正したいと持ってきている。僕はこれを評価するんですよ。だけど、そういったことがなぜ、皆さんの中でねこの間ずっと、外郭団体の見直しをやってきているわけでしょ。

するとそこには、当然復帰前後からの団体もあれば、新しい振興策、法律に基づいてできた団体もあれば、そこにプロパーが、今日配られている団体一覧表の中でね、プロパーというのは専属職員なんですよ。そして嘱託の、みなさんがいう非常勤かもしれないけど、この嘱託のみなさんは民間法が適用されるわけで、就業規則に基づいていかないといけないわけです。その仕事がある限りは、みなさん公務でいう見本みたいにね1年や3年で切るわけにはいかないわけです、雇

用関係が成立しているんだから。

そのことを言ったら、いや、県に準じてますからという説明を受けているのです。それはこの一事業団体だけなんですかと。他の事業団体では、民間法に手続きされて皆さんが示された、今日提示された資料に基づいてね、プロパー職員は当然民間の法律に基づいてであれば、再雇用制度、去年から実施されているんですよと聞いているわけです。

それを実際に示してくださいと、文書で出しているから。36団体について皆さん今日、口頭で説明してください。この団体は再雇用が実施されている、されていないと、口頭で説明すると言ったんだから。

照屋会長

事務局の方がいでしょうか。

総務統括監

この懇話会の目的自体がですね、行革推進に対して重要な事項について調査、検討するという事務になっておりまして、ちょっと行革から離れた、給与制度とか再任用制度、あるいは、定年制度、これについて、行革プランの中で位置づけておりませんので、それについては調査してございません。

ただ、繰り返しになるかもしれませんが、この行革プランにですね、再雇用制度をするとか、あるいは非常勤職員を県と同じような考え方で雇用しなさいと言うようなことは行革プランには位置づけていない話ですよということでございます。

それと、事業団について申し上げれば、再任用制度を公務では平成13年度から開始されておりますけれども、それを導入したときもですね、沖縄県はすぐ入れましたけど、市町村によっては入れていないところもあったわけです。現にまだ入れていない市町村もございます。

ただ、雇用と年金の連携を図る上で必要な制度ということで県は、希望者全員を採る形でやっております。民間におきましては、去年から法律上義務づけられるということでありますので、これは当然ですね、そういうような制度は作っていくべきであるというふうに考えて、仮にそういうことがなされていないのであれば、これは指導云々の以前に、県が出資した団体として、当然、そうしなさいというような形でアドバイスしていくのが筋だというふうに考えます。

それと、定年制度と再任用制度は条例は別でございます。定年条例があれば、必ず再任用制度の条例があるというわけではないと。公務において定年条例があっても、再任用の条例をまだ作っていない団体もあるというところでございます。

ただ、我々としては、雇用との連携を図るという観点から、希望者については60歳定年した後にも、再任用あるいは再雇用をできる仕組みは当然作っていく必要があるだろうという認識でございます。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。

大城委員

いいですか。 皆さんは職員の研修の中で、法律を遵守するというのを今回、

人材育成の中で掲げています。今言われたように、当然、いろいろな行革の中で、公社公団とはパートナーシップなんだと言っていいね。

みなさんのところに相談が来るのは当たり前の話です、これどうしましょかと言うのは、当然、県の出向職員を派遣しているんだから。その出向職員が、当然、その経営の責任を持っているわけじゃないですか。県から派遣されている専務とか常務とかね、その人が本来は、法律を遵守せんといけんわけでしょ。この事業団もみなさんの県の統括監か参事かしらないけど、出向職員として来ているわけですよ。

皆さんは県民との約束の中で、法律遵守をする職員を作ると言っている。そうするとこの法律を守っていないということに対して、今の説明はないでしょ。

本来はプロパーで、一切、県の職員がいなくて、だったら今の説明も通るわけです。県の職員もいるんですよ。責任者として。

法律遵守を皆さん、教えていないということになる。この派遣職員には。

総務統括監

当然、県職員であるなしに関わらずですね、法律を遵守しなければならないというふうに考えてます。25年の9月に施行になったこの再雇用の義務づけがなぜ向こうの方ですね、作られなかったという詳細な理由については把握しておりませんが、前職、人事課長をしていた関係上、向こうと人事調整したことがあります。今年3月にですね、向こうに定年退職する人がいなかったんですよ、今年それが発生するということがございますので、それに併せて準備したのかなというふうに私ども理解しております。

いずれにせよ、特に労働関係法令については強行法規ですので、県職員であるなしに関わらず、これは法令遵守しなければならないと、なかんずく我々はその出資している団体である以上ですね、それは責任もってフォローしていく必要があるだろうというふうには考えます。

大城委員

いいですか。先ほどのこの会議にはなじまないと言われたけど、僕からすると意味がわからない。なんのために、この公社公団、皆さんのプランなんですか。

なぜ、皆さんの文書の中で、県とこの公社公団はパートナーと言っているんですかと。そこには県民からのサービスをもっと強力で高めていくための公社公団でないといけないわけですよ。

そこに働いている人達の法律が遵守されない職場の中で、どうして公共サービスができるんですか。まさにこれは、この懇話会の大きなテーマではないんですか。

みなさんに代わって、県の行政に代わって、パートナーシップとして公社公団、県民に対する行政サービスをしているわけでしょ、貸付事業を含めて、いろいろな調査事業を含めて。

県の職員と同じようなことをするからこそ、公社公団としてこの議論になっているわけじゃないですか。なんでこれがこの懇話会でなじまないという説明になるんですか。

総務統括監 冒頭でも申しあげたんですが、前回のプランにおいて、公社等外郭団体を位置づけたと。そのときにはですね、四つのカテゴリーでやっていったわけです。

一つは公社等と県の対等な関係、それから、公社等運営の効率化、それから公社と県の新たな協働体制の構築、公社等の抜本的見直しと、それぞれ各々具体的にどうするかというと県から、派遣している職員の引き揚げだとか、財政支援の額の見直しだとか、あるいは事業の見直しということでやっていったわけですよ。

この法律を守るというのはこの行革プラン以前の問題だと、認識しております。これは行革プランに書くか書かないかに関わらずですね、関係者は遵守すべきものでございますので、この行革プランになじまないというのはそういう趣旨から申しあげたところでございましてですね、我々としては、県が出資している団体が仮にもその法律を遵守していないというようなことがあれば、プラン云々に関わりなく、これは適切にやっていきますよということでございます。

大城委員 それであれば、よろしいんじゃないでしょうか。

照屋会長 よろしいでしょうか。
はい、系数委員、手短にお願いします。

系数委員 「資料1-1」の14頁、15頁、16頁にですね、例えば、公社の運営費補助を廃止して、事業費補助に転換するとか、運営費補助費を廃止したという文言がこの中に書かれているのですが、これは何を例えば、運営費としているのか、何を事業費としているのか、そしてどこがどう変わるのかという部分をお聞かせ頂きたいと思います。

照屋会長 事務局よろしくお願いします。

総務統括監 一般的に申し上げますと、運営費はですね、光熱水費とかあるいはその管理等に要する経費、事業費は実際その団体においてある事業を行う場合の必要経費と言うようなすみあわけで整理されていると思います。

系数委員 ということは、もしもそれがなくなっても運営はしていけるということですか、このいう団体というのは。

総務統括監 例えば、公社等によってはですね、事業費といった形で県から委託を受ける場合もあって、その委託料で事業運営ができる場合もありますし。

ある公社によっては基金、果実があって運用益で事業を実施しているという団体もあって、様々あるということでございます。

県として、公社等の財政状況を見極めながらですね、この運営費とか必要性なんかを見直していったということになると思います。

系数委員 なんかちょっと非常に区分があいまいな感じがして、例えば、今まであった運営費を一挙に廃止をして、次にくる事業費で、この公社は運営していけるのかという、ちょっと、果実があるかないという話もされていたんですけども、実際には、具体的にはその沖縄県産業振興公社などはそういう果実的なものは、どこから生まれるとか、コンベンションビューローにしてもそうだと思うんですけど、その辺ご説明お願いできますか。

総務統括監 ざっくりした話になりますけど、例えば公社とかですね、コンベンションビューローとか県の施策として、県から委託事業を受ける場合があるわけですね、その委託事業の中に管理費みたいなものを含まれますので、それで運営はしていけるだろうということになると思います。

系数委員 ということは、事業費の中に運営費も含まれているという解釈もできるということですよ。

総務統括監 解釈といたしますか、県から公社以外の民間に委託する場合においてもですね、その委託料を積算する際に、当然その受託会社の利潤になる部分も委託料の中に含まれているわけですね、そういう性格の形で受託されますので、これがその公社等の内部においてどのような形で使われるかわかりませんが、それも含めて向こうの運営はやっていけるだろうというふうには考えます。
 あくまでも運営費のための補助をしているわけではないということです。事業費として、必要な分を補助して行って、当然、管理部門に回せる経費も含まれているだろうということでございます。

系数委員 はい、わかりました。

照屋会長 はいどうもありがとうございました。それではですね、時間もおしていますので、議題2に移りたいと思いますけど、よろしいでしょうか。
 事務局の方から議題2につきましてご説明をお願いいたします。

総務統括監 それではご説明いたします。
 昨年度に策定いたしました第7次沖縄県行財政改革プランについては、平成26年度から平成29年度を実施期間として取り組んでいくこととしております。
 今般、平成26年度実施計画をとりまとめたところであります。
 お手元の右肩に「資料2」と記載されている資料をお願いします。では、1頁をお開きください。1頁には、第7次沖縄県行財政改革プランの概要図を掲載しています。この新たなプランは、基本理念を「『美ら島』おきなわを実現する行財政運営」とし、21世紀ビジョンが目指す「美ら島おきなわ」づくりを行財政改革の立場から支えることを理念として掲げています。
 基本方針①「21世紀ビジョンを実現する行政連携の確立」では、県民への情

報提供の充実や市町村への権限移譲の推進などに取り組み、県と他の主体とのパートナーシップの強化を図り、ともに沖縄21世紀ビジョンの実現を目指すこととしています。

基本方針②「21世紀ビジョンを実現する行政体制の確立」では、組織ビジョンに基づく組織編成や組織の活性化に必要な問題解決能力を備えた人材の育成等に取り組み、政策実現型組織を構築し、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指すこととしています。

基本方針③「21世紀ビジョンを実現する財政基盤の強化」では、未収金の解消や県単補助金の見直し等に取り組み、財政の安定に努め、沖縄21世紀ビジョン実施計画等に取り組んでいくこととしています。

新たなプランは、平成26年度から平成29年度を期間とし、29の実施項目に取り組み、財政効果額は約58億円を見込んでいます。

また、29の実施項目について、2頁に体系図を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

議題2では、その29項目に係る平成26年度実施計画についてご審議をお願いするところではありますが、時間の制約もございますので、各基本方針から全庁的に関連がある取組をいくつか取り上げてご説明したいと思います。

それでは、4頁をお開きください。

基本方針①「21世紀ビジョンを実現する行政連携の確立」に係る取組の中から、「実施項目2 指定管理者制度に関する運用の強化」について説明します。

平成15年度に制度化された指定管理者制度については、本県においても平成17年度に初めて導入して以来、現在まで41施設に導入しました。制度運用については、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」を定めて全庁的に取り組んでまいりましたが、導入から8年を経過した今、同制度の果たしてきた役割や制度導入に伴う課題への対応等を振り返って検証し、民間事業者とのますますの連携強化を図るため、新規項目として設定しました。

平成26年度は、管理運営等の実態把握及び課題整理に向け、指定管理施設について現地調査を行うことや、運用方針の見直しの必要性等に関し指定管理者や施設所管課にヒアリングを実施することとしています。また、モニタリングの実効性の確認やモニタリング様式の見直しについて検討を行うこととしています。

次に、43頁をお開きください。

基本方針②「21世紀ビジョンを実現する行政体制の確立」に係る取組の中から、「実施項目10 総務事務の効率化及び集中化」について説明します。

職員の給与や旅費などの総務事務について、効率化や集中化を図る取組として、前プランから引き続き取り組むこととしています。

平成26年度には、年度内の総務事務集中センターの設置に向け、集中化に向けた課題の整理等立ち上げ準備を行うこととしています。また、航空機チケット等の一括手配の実施に向けた課題の整理等を行い、試行実施を目指すこととしています。

次に46頁をお開きください。

「実施項目13 内部統制機能の強化」について説明します。

組織に内在するリスクを把握し、その発生を未然に防止・回避するための対応策として、リスク管理マニュアルの作成、効果的な研修などを実施する取組として、新規項目として設定しました。

平成26年度は、各部を中心としたリスクマネジメント実施体制の検討や対応方針の策定、リスクマネジメントに関する職員研修の実施に取り組むこととしています。

次に、50頁をお開きください。

基本方針③「21世紀ビジョンを実現する財政基盤の確立」に係る取組の中から、「実施項目17 県有財産の総合的な利活用の推進」いわゆる、ファシリティマネジメントの導入について説明します。

ファシリティマネジメントとは、行政サービスの向上に努めながらも、できる限り少ない経費で最適な施設の管理運営を行うために、保有する資産やそれらの利用環境を総合的に企画、管理、活用する手法のことであり、新規項目として設定しました。

平成26年度には、保有する施設の評価手法等の開発や長寿命化に向けた指針の作成に加え、未利用財産の売却促進も取り組むこととしています。

次に52頁をお開きください。

「実施項目19 未収金の解消」についてご説明します。

これまで各債権ごとの徴収強化に取り組んできたところですが、更なる推進を図るため、全庁的な解消策について検討を行うこととしています。

平成26年度は、昨年度の包括外部監査のテーマとなったことを踏まえ、監査対象となった18債権について、徴収事務の現状や課題の整理に向け、行政考査を行っているところです。また、徴収技術等の向上に向けた研修会の開催や債権管理のあり方についての検討にも取り組むこととしています。

時間の制約もあり、5つの項目について説明させていただいたところではありますが、これら以外の24の実施項目についても各部局が策定した実施計画に沿って取り組むこととしています。

議題2に関する事務局からの説明は、以上でございます。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。ただ今、主な項目として5項目をあげて説明していただきましたけども、それでは委員の方からご意見、ご質問等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

淵辺委員どうぞ。

淵辺委員

質問させていただきたいと思います。

色々細かいパーツパーツの数字は出ているんですけども、どうしても全体像が見えないですね。ですから26年度以降3年間でどういう風にバランスシートが移行するのか、現在はバランスシートがどうなっているのか、行財政改革することでその数字がどういう風に移行するのか。やはり全体像は把握したいと思います

ので、それらをお示しいただけないかというのが一つと。

それから2点目はですね、25年までの総括で事務作業のアウトソーシングができなかったというのがあったと思いますけど、これは26年度以降はアウトソーシング云々は出てこないんですけど、これはなくなったんでしょうか。

それからもう一つすみません。先ほどの公社とか外郭団体ですけど、細かいことはわかりませんが、この組織を見ましたときに、理事取締役、監事、それから職員という項目別がありますけども、バランスがどうしてもこう、見たときにどうしても悪いんですね。具体的に言いますと職員が0のところもあるわけです。

取締役理事が10何人いて、監事がいて、職員が本当に2～3人という、そういった組織って果たしてどうなんでしょう。組織として機能するのでしょうか。そこにまた給与が出ているんでしょうか。外郭団体は本当に今まで整理してきたと思うんですが、ちょっと組織を見る限り、細かいところはわかりませんが、人数のバランス、定員のバランスはまだまだ悪い感じはいたしますけど、いかがでしょうか。

照屋会長

はい、では3点のご質問が出ましたけども、ご説明いたします。

総務統括監

バランスシートの話が出たところでございますが、取組の一つで公会計の公表という部分ですね、そういったバランスシートを作って公表しているところではございますが、ただこれは県の財産、資産状況等の収支でございまして、行革そのものをバランスシートに落とすことが、可能かどうか勉強させていただきたいと思います。

2点目のアウトソーシングの話でございますが、今回総務事務の集中化ということですね、段階的にやることとしております。それで27年度からの分と28年度からの分もあるわけですけど、アウトソーシングする場合ですね、いったん守備範囲を明確に定める必要があるわけですね、集中化した上で、できるものについて、できるものできないものについて区分分けと言いますか、仕分けをさせていただいた上で、検討していきたいと考えております。

3点目の公社等の役員ですが、それぞれ担当部局がありまして、全体像までは把握するまでに至っておりませんが、役員の数が多いというところ、全部常勤の役員ではなくてですね、常勤の役員というのは1人多くても2人というようなもので、あとは非常勤という形を取っております。職員がゼロのところというのは、おそらく各団体に対して出向している関係でそういう風になっているのかなと思いますので、職員のバランスについても今後、公社の事業計画を出させることになっておりますので、それを見ながら今後検討していきたいと思います。

すみません、お答えになっているでしょうか。

照屋会長

今の淵辺さんのご質問もやはり、役員が出向が多くてですね、職員のバランスが悪いというものはある意味で、良く言われるように公社公団への県からの天下りのことになってはいはしないか。要するに県民からのご懸念もあるかなと感じ

はするんですね、その辺は誤解のないように職員配置をお願いしたいですね。

総務部長

今の公社の役員の関係ですが、公社という性格上からくるものもあるかと思いますが、各部局の部長さんがですね、役員に名を連ねていたりする。結果としてバランスというのが悪いような見え方がします。これはただ、天下りの話とかいう話がありましたので、そこは県民向けにはそういう誤解がないような説明の仕方をしていきたいと思います。もちろん、これまで6次の行革の中で、そういった派遣を取りやめてみたりだとか、いろんな取組をして、かなり透明性を高めてきたつもりではありますが、なお一層取り組んでまいりたいと思います。

それから、バランスシートの話がありましたけども、お尋ねの件は、行革をやることによって、県の財政がどう変わっていくのかと、そういう話だろうと思います。そういうことでお答えしますと、実は昨年、中期財政見通しというものを、4年のスパンで作っております。ただ地方財政は、非常に制度が変わっていくということがあるものですから、非常に毎年改定改定ということがあってですね、長期的に見通しが難しいというのがあります。今年ですか、消費税も5%から8%になったり、諸々の制度改革があったりするものですから、我々もそれにリンクさせるために、消費税が改定された、それから行革、これもお認めいただければ、これもリンクさせた形で、また中期財政見通しにローリングをさせていこうと思います。結果については県のホームページでも掲載しておりますし、また新しくできましたらご提供したいと思っています。

照屋会長

どうもありがとうございました。
他にご質問ございませんか。はい、比嘉委員どうぞ。

比嘉委員

今の話ではバランスシートの公開は中々難しいとのことですね。確かに難しいと思いますが、例えば昨年までの4年間で約209億円の財政効果がありますよね。これは本当に素晴らしいことだと思うのです。このことはもっと県民に広く知らしめるべきだと。

行政がこんなに努力していることを県民が知ると、県民自体もいろいろなことを考えると思うのです。全公開は難しくても一部でも良いから公開できるものはやっていくべきだと思います。頑張りを皆で評価すべきだと思います。

総務部長

ありがとうございます。行革は不断の取組だと思っております。行革プランを作ろうが作りまいが、最小の経費で最大の効果ということが私達のモットー、まあ地方自治法上のモットーでございます。ただこの200数億を削りっぱなしではなくてですね、その再配分をしていくと、その資源でございますので、結果として選択と集中を図りながら、県民サービスに、需要にどう応えていくかですから、本日お許しがございましたら、また然るべき方法でこれも県民の皆様明らかにしていこうと思います。ありがとうございました。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。
他に、はい、大城委員どうぞ。

大城委員

先ほどの関係でですね、46頁の内部統制の関係がありますよね。ちょうど研修をやると書いてありますが、先ほど要望したように、36の公社公団の職員についてもですね、派遣職員のみならず、そのプロパーの人たちも含めて、そういった研修会に呼んでいただいて、当然パートナーと言っているわけですから、県の職員と同様にそういった法人づくりをしていただくということをお願いしたい。

それともう一つはですね。各公社のですね、県の派遣職員を減らすとか、そういったことが書かれているわけですね。そうすると当然、県の派遣職員が、ここでいう17頁の畜産公社だと、6名の派遣が4名になるわけですね。そうすると当然その業務量は残ったままだと思いますから、そうすると当然公社の固有職員プロパー職員を採用するのも含めてプランを出していただかないと、行政サービスが停滞するのかもしれないのか、実際のサービスがどのようになるかについてですね、示さないと正直プランについては読みにくいですよ。いくつかの例を出して説明してもらえますか。例えば、畜産公社でも良いですよ。

行政管理課長

はい、新たなプランの冊子の方にもございます、公社等派遣職員人的管理表ということで、全部で21の公社の方に県の方から職員を派遣しております。これは平成25年から今プランの29年まで派遣職員をどういう風に推移するというものになっております。その中の一つとして、先ほどご指摘のありました17ページの沖縄県畜産振興公社についてですね、6名から4名に減らしていくというようなことを予定しております。ここにつきましては、個別に事業量が減るのか、またはプロパーで対応するのか、ちょっと個別のものは申し上げられませんが、それぞれですね、他にもコンベンションビューローについてはですね、今後事業量が増えていっている状況もありまして、去年まで3名だった派遣職員を今年5名にしたりだとか、あと大きいところでいうと、沖縄県建設技術センターというのが平成25年度は20名の職員を派遣しておりました。これを順次減らして行って29年度には半分の10名に減らしていくというものです。ただこれにつきましては、業務量もあつたと思いますが、プロパー職員を採用しながら徐々に返していくというところでやっております。個々の21の派遣している団体、個々の状況はあるかと思いますが、そういったところも含めながら、必ずしも事業量の減に伴う人を減らしているということではなくてですね、各団体においてプロパー職員の採用を含めた形でやっております。ここにつきましては、今回の計画にもありますような、短中長期計画の策定及び公表といった中で、各団体が今後の事業計画等を公表してわかるような形を示していきたいと考えております。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。
次ご質問ありますか、はい、若松委員どうぞ。

若松委員

2点あるんですけど、4頁の指定管理者制度の関係ですけど、要望の部分としてですね。とりあえず問題整理を行って、これから課題を抽出していく作業かと思います。それですね、実態把握をしていただく部分の中で、現地ヒアリングという書き方がしてあるんですけど、現に指定管理者制度への聴取のみならず、実際に利用している方々からどういう風に声を集めるのかということについて、工夫していただきたいなと思います。あと職員さんですとか、そういった中々声を出しにくかったり、集めにくい部分だとは思いますが、やはりそのこの検証こそが必要かと思しますので、是非その件について、アンケート調査と書いてありますけども、現実に利用している方々とか、職員さんにもしていただくことで、今まで色々ご指摘のある部分について、やはり公社等も同じようなものと思うんですけど、やはり色々お金を削減する中で、ひずみというものは当然出てきている、公的なサービスについて問題が生じているところに対して、しっかりと具体的な声に耳を傾けていくという意味でも、是非とも行っていただきたいと思います。

もう1点は、47頁の契約事務の情報公開の推進というところでですね、随意契約の問題なんですけど、公社等外郭団体については、その辺の中身は公表していくというところで取り組むと書いていただいているんですけども、それ以外にも、実態調査をもっと進めていただくという趣旨で書いておられるようですね。随意契約の実態調査と検証についてですね。

行政管理課長

こちらは県の随意契約についてであります。

若松委員

実態調査及び検証、公表対象契約の選定基準検討とあります、ちょっとわかりにくいんですけど、実態を調査していただいたものに対して、やはり何らかの形で是非とも公表していただきたいなと、透明性の確保というのはやはり県民のするどい指摘というのは最近厳しく見られているというのを考えると、細かくは難しいかもしれませんが、それぞれでありますとか、大きなざっくりしたもので構いませんので、きちんと公表していただきたいです。

照屋会長

今2点ありましたけれども、よろしくをお願いします。

行政管理課長

指定管理の方につきましては、ご指摘のとおり利用者等の意見も踏まえ、ヒアリングをしながら現場の声も聞きながら対応していきたいと思います。これまでも何か所か、私もそういった形でヒアリングをやってまいりました。他のところも含めながら、今後ともそういった声を拾い上げながら、より改善に努めていきたいと思います。

あと、契約事務の件についてですけど、47ページの方にございます契約事務の情報公開の推進、新規の項目となっております。これにつきましても、平成24年度の包括外部監査の指摘を受けですね、県の契約の中で随契が多いと、ということのご指摘がございました。ただしこれにつきましては、結果随契というこ

とですが、企画コンペであるとかも含まれております。そういったところも明らかにしながら透明性の確保というところですね、今回新たな項目ということでやっておりますので、そういう趣旨を踏まえて対応していきたいと思っております。

照屋会長

はい、ご説明どうもありがとうございました。
他にご質問ありませんか。はい、阪井さんどうぞ。

阪井委員

2点あるんですけども、1点目は、前回第6次の時には209億円の成果を出されたんですけども、今回58億円と段々厳しくなっているのかなと感じ、この先はどんどん行革のやれる範囲というのが狭くなっているのかなというところが、一つ気になったところです。

あともう一つなんですけども、非常に重要なことだと思っていることなのですが、50頁のところにファシリティマネジメントと書いていただいていますね。

ただ、内容を見るとアセットマネジメント、要は行政財産の有効活用というのですかね、アセットマネジメントも含んでいるなどと思われます。今年は、維持管理元年と言われておりますけども、アセットマネジメントの中には、こういうところも含めて考えていらっしゃると思います。その際に4頁のところの指定管理者制度と、53頁のところの使用料及び手数料の見直し、そしてこの50頁のファシリティマネジメント、これらが全部多分連動してファシリティマネジメントもしくはアセットマネジメントとしてつながってくると思うんですね。これをどういう主体が維持管理をすれば一番良いのか、効率が上がるのか、例えばコンセッションやPFIとか色々なものが、でてきていると思いますので、どういう相手にどういう形で任せていくのが一番効率が良いのかということも合わせて検討していただきたいという風に思います。それは例えば新しい使用料の話もありましたけども、使用料の徴収する相手であったりとか、もしくは指定管理者として指定する相手はどのような相手なのかということもあると思いますので、合わせて検討していただければなと思います。

照屋会長

はい、事務局の方からご説明をお願いします。

行政管理課長

はい、ではまず最初のご質問ですね。財政効果が減っているというところです。先ほどもご説明いたしましたとおり、今回新しいプランの財政効果は4年間で約58億円というところです。前プラン目標額155億円、実績として209億円ございました。それに比較すると目標ベースで約97億円の減となっております。これにつきましては、これまでもこういった形で行革、これまで6次の行革を取り組んできた結果というところでありまして、個別の項目で申し上げますと、前プランでは職員を170人削減するということを盛り込んでおりました。それも含めて155億と、職員の削減の分で33億円という形で見込んでおりました。今回の第7次プランでは、職員の数については現行水準をベースとして、削減を検討していないということで、これに係る財政効果は見込んでいないといった項目がございます。やは

りこれまでの取組というところですね、大分やってきたというところでも、引き続き不断の取組の中で、行革は実施していきたいと思います。

財政統括監

ファシリティマネジメントについてですが、いわゆるアセットマネジメントではないかという指摘と、それから指定管理との関連ですね、総合的な取組をとということだったと思います。

実施計画にもありますように、全国的にも少子高齢化、人口減少が進む中で、自治体の保有する資産、これをいかに適切に管理していくか、民間においては既に大手企業では普通にやられてきたことなのですが、そういった取組が公においても必要だろうということで、例えば青森県とか三重県では先進的に進められているところです。本県においても、例えば県の保有する土地が4,180万平米、施設建物であればのべ床面積で336万平米という膨大な資産を保有しております。そういった資産をですね、まず資産の中でも例えば築30年を経過する建物・施設が4分の1程度あります。そうなってきますとこれを将来に向かって、どのような形で利活用していくか、そして利活用、利用度が低いものについて、あるいは建物のスタミナが厳しいものについては、総量として減じていこうと、一方で利活用しうるものについては、積極的に例えば長寿命化を図っていくとかですね、そういった形でやっていこうと、そうすることによって長期的なスパンで効率性を高めていこうとございます。そういった施設の管理を取り組みつつ、指定管理についてもですね、管理者と連携の中でより効果的な維持管理、当然公の施設として行政サービスを提供しているわけですから、そういったものの質の担保も含めてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。
他にご質問ありますか。平良委員どうぞ。

平良委員

35頁の国際交流・人材育成財団のところですね、未収金の回収で債権回収会社に委託を検討しているとありますが、その財団を利用している高校生や大学生は、生活的に困窮状態にある方たちが利用しているんじゃないかという気がします。これは怠慢で支払わないのか、今の厳しい社会状況で卒業したけど払えないということもあるのかということがで、状況を知りたいと思ひましてですね。

照屋会長

はい、いかがでしょうか。

行政管理課長

よろしいでしょうか。すみません。ちょっと個別の細かい状況については、ご説明できませんが、これまでおそらく国際交流・人材育成財団に係る貸付等、色々先ほどの未収金と同じ形でですね、まだ納付に至っていないところもあると思います。これは他の未収金もなのですが、今の債権回収会社サービサーといったところを活用しながら、取れるところは取ると、また色々個別の状況を勘案しながら対応していくというところは当然あるかと思ひますので、そのような取扱い

です、ちょっと債権回収会社ということで強い形かもしれませんが、当然そういった形の対処を行っていくところでございます。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。

はい、宮城委員どうぞ。

宮城委員

個別ですけども、70頁の県立病院のことですが、前回の行革では県立病院は赤字でやがてつぶれるという状況の中で、あり方委員会をつくって、経営をどうするのという話が出てきました。県立病院に関して言えば、5年計画で4次に渡る経営健全化検討委員会で報告をしたけども、20年に渡って赤字が消えない、むしろ増え続けている。赤字で倒産するという状況に追い込まれていたという時期がありました。そういった時期であり方を含めて検討して行って、立て直したという、それから3年に渡る繰入金も85億をどーんと入れて赤字解消に向けて、それと同時に診療報酬の改定で、大病院に非常に有利な診療報酬改定になったと、もちろん病院側の努力もあったということで、100億の借金が前倒しでなくなったと、そういう意味での努力は認めるんですが、繰入金の適切な金額はどれぐらいなのかということですね。

3年に渡って85億を入れて、経営を黒字化したんですが、いくらぐらいを今度入れる予定なのか、それで県立病院の黒字を継続できるのかどうかと、何年か先まで見通しているはずですが、そうすると何年か後にはまた同じことが起こってくるのではないかという見通しがあるんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

照屋会長

では、事務局の方からよろしくお願いします。

財政統括監

はい、病院事業局を含め、いわゆる企業会計、公営企業に対してはですね、総務省繰出基準に基づいて繰出をするという原則的な考えがあります。

県立病院の場合、ご指摘のとおり平成19年、20年頃まで累積の赤字も含めて厳しい経営状況がございました。そういった中で繰入金、一般会計から言いますといわゆる繰出金ですね。繰出金においても、毎年70億円くらいだったのが、80億円とかその辺の額まで膨らんでいる状況でございました。それが、3年間の経営再建を経て現在に至っておりますが、現在の繰出金の規模は概ね56億から57億くらい、繰出基準に大きくは変更ないですが、一部見直しがございました。

病院間でのいわゆる政策医療のですね、精神であったり、産科であったり、政策医療の分の病院間の赤字黒字は相殺しないという一部の見直しはありましたけども、概ね従前の繰出基準に基づいて繰出をやっておりまして、その規模はだいたい56から57億となっております。安定化計画については、しっかりと病院事業局とも取り組んでやるとしてありますし、また、保健医療部においても保健医療政策課の方で引き続き安定化計画の実施状況についてのモニタリング・検証を行っていくことになっておりまして、我々財政の立場からもその話をしっかり見な

がら、病院経営の取組について総務部として然るべき対応をしていきたいと思
います。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。ご意見たくさん出ましたけど、この辺でよろしいでし
ょうか。

それでは本日の懇話会はこれで閉会としたいですが、事務局から何かありまし
たらお願いします。

はい、総務部長お願いします。

総務部長

担当部長として最後に一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

これまで懇話会委員の皆様には、第7次プランの策定に際し貴重なご意見を頂
くなど、本県の行財政改革の推進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

前プランについては4年間の実績を総括し、本日をもって締めくくりとなりま
す。今後は、本日、頂戴したご意見を踏まえ、第7次沖縄県行財政改革プランの
着実な推進に向け、努力してまいります。先生方には非常に長い期間、行革に携
わっていただきまして、心から御礼申し上げます。

先ほど申しましたけども、行革については不断の取組であると思っております
ので、その成果・果実をまた県民のみなさんに還元されるものだと考えておりま
す。私達は今後とも21世紀ビジョンの実現に向けて、県民ニーズをしっかりと
的確に捉え、それから職員の意識改革も図りながら、是非所期の目的を達成した
いと考えておりますので、今後とも引き続きよろしくをお願いします。

本日は誠にありがとうございました。

照屋会長

はい、どうもありがとうございました。これを持ちまして本日の日程を終了さ
せていただきます。委員のみなさん大変お疲れ様でした。

どうもありがとうございました。